

## 新旧対照表

○「島根県公共工事共通仕様書 特記事項」の改訂

改訂後 (平成26年度版)	現行 (平成25年度版)
<p>第1編共通編第1章総則関係 (追加) 工事中の安全確保</p> <p>建設工事における地下埋設物等の破損事故防止対策</p> <p>受注者は、建設作業による上水道・下水道管、ガス管、電気・通信用ケーブルなどの地下埋設物や電気・通信用架空線等(以下「地下埋設物等」という。)の破損事故を防止するため、「土木工事安全施工技術基準(第3章)」「建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編(第5章)」によるほか、以下に留意するものとする。</p> <p>1. 事前確認および施工計画上の留意点</p> <p>(1)地下埋設物等の把握と破損事故防止対策の計画 受注者は、地下埋設物等の事前確認を実施しなければならない。 事前確認とは、受注者において工事履行場所およびその隣接場所等における地下埋設物等の有無とその位置を現地確認することをいう。 これにより、破損事故防止対策を必要とする地下埋設物等があった場合には、(島根県公共工事共通仕様書)1-1-4施工計画書作成の際、(10)安全管理に、地下埋設物等の破損事故を防止するための対策について記載しなければならない。【変更施工計画書への記載も可とする。】</p> <p>(2) 地下埋設物等の管理者との協議 受注者は、事前確認または地下埋設物等への近接施工を行なおうとする場合には、地下埋設物等の管理者へ事前に施工時期等について連絡するとともに、協議を行ない必要な防護対策等の安全処置を定めなければならない。</p> <p>(3)地下埋設物の現地確認時の留意点 受注者は、地下埋設物の現地確認を行う場合には、次のことを行わなければならない。 [1] 調査箇所及び調査方法について、監督職員と協議すること。 [2] 埋設位置・深さ等を確認するため、地下埋設物の管理者に立会を求めること。 [3] 試掘調査は、原則人力施工とし機械施工を行わないこと。 [4] 試掘調査等の結果は、監督職員へ報告すること。また、その結果により、施工方法等に変更が生じる場合には、設計図書に関して監督職員と協議すること。</p>	<p>第1編共通編第1章総則関係 追加</p>

## 新旧対照表

○「島根県公共工事共通仕様書 特記事項」の改訂

改訂後	現行
(平成26年度版)	(平成25年度版)
<p>2. 施工上の留意点</p> <p>(1) 監視員の配置 受注者は、地下埋設物等との近接施工の際には、破損事故防止のため必要に応じて監視員等を配置すること。</p> <p>(2) 安全教育の実施 受注者は、防護対策等の状況を日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底すること。</p>	